

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員に対してなされる処分であり、制裁的意味合いはありません。一方、懲戒処分とは、職員の義務違反に対する道義的責任を問い、秩序維持を図る制裁的処分です。

● 職員の分限と懲戒処分（令和5年度）

区 分	種 類	内 容	該当者
分限処分	降 任	○勤務成績が良くないとき	なし
	免 職	○心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えないとき	
	休職※	○上記のほか、その職に必要な適格性を欠くとき	
懲戒処分	戒 告	○廃職または過員を生じたとき	なし
	減 給	○心身の故障のため、長期の療養を要するとき	なし
	停 職	○刑事事件に関し起訴されたとき	なし
	免 職	○地方公務員法などまたはこれに基づく条例、規則、規程に違反したとき	なし

※休職とは、心身の故障のため、長期の療養を要するものに対する処分です。

※休職となった場合、休職の期間が満1年に達するまでは、給料及び手当の80/100が支給され、休職が1年を経過したときは、無給となります。また、休職期間中は、埼玉県市町村職員共済組合から傷病手当金として、市から支給される給与との差額が1年6か月間支給されます。